訪問看護重要事項説明書(医療保険)

< 令和 6年 6月 1日現在>

1. 事業所の概要

1) サービスの種類と提供地域

<u> </u>	w = F · = 2 ·
事業所名	さいと訪問看護ステーション
主たる事業所	〒187-0041
所 在 地	東京都小平市美園町1-4-11 清川ビル302
電 話 番 号	$0\ 4\ 2-3\ 4\ 6-1\ 6\ 6\ 1$
ステーションコード	7 1 9 2 2 1 4
設置している出張所	if
東村山事業所	〒189-0014 東京都東村山市本町4-2-1 パルナス久米川1階3号室
	$0\ 4\ 2-3\ 9\ 3-6\ 5\ 1\ 8$
清瀬事業所	〒204-0013 東京都清瀬市上清戸2-1-42
	$0\ 4\ 2-4\ 9\ 1-1\ 2\ 5\ 5$
サービスを提供す	さいと訪問看護ステーション:小平市 東村山市 東久留米市
る地域	清瀬事業所:清瀬市 東久留米市 西東京市 新座市 所沢市
	東村山事業所:東村山市 小平市 東大和市 東久留米市 清瀬市
	*この地域以外の方でもご希望の方はお気軽にご相談ください

2) 事業所の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	看護師	1名		管理業務 訪問看護兼務	1名
サービス提供職員	看護師	15名	8名	訪問看護	23名
	保健師		名	訪問看護	
	理学療法士		4名	リハビリ	4名
	作業療法士		4名	リハビリ	4名
事務職員			4名	事 務	4名

3) 営業日および営業時間

営業日	月曜~金曜日	営業時間	午前9時~午後4時50分	
	土曜日	営業時間	午前9時~午後12時50分	
休業日	日・祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)			

* 営業時間外、休業日は、24時間対応体制加算の契約をされている方は、緊急電話での対応、必要に応じて訪問いたします。

2. サービス内容

- 1) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医より訪問看護指示書を発行していただきます。 (書類に係る費用については利用者負担となります)
- 2) 当事業者は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。
 - *具体的なサービス内容は
 - ①病状・障害の観察
 - ②清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③食事・排泄など日常の生活援助
 - ④縟創の予防・処置
 - ⑤リハビリテーション
 - ⑥ターミナルケア
 - ⑦認知症患者の看護
 - ⑧療養生活や介護方法の指導と援助
 - ⑨カテーテル等の管理
 - ⑩その他、医師の指示による医療処置・服薬管理

3. 利用料金

1) 利用料 料金表参照

料金の支払方法

毎月、<u>10日過ぎに前月分の請求</u>をいたします。お支払いがあれば領収書(証)を発行いたします。お支払い方法は、原則金融機関からの引き落としとさせていただきます。やむを得ず金融機関振込の場合の手数料は利用者負担となります。

- 4. 当事業所の訪問看護サービスの特徴等
 - 1) 運営の方針
 - ① 当事業所は、利用者の意向を尊重し、主治医の指示書に沿い訪問看護を行います。
 - ② 24時間対応体制加算契約をされますと、電話等により常時連絡・相談、必要に応じて訪問が可能です。
 - 2) サービス提供にあたっての対応

事柄		備考		
サービス内容の変更		希望される場合は申し出てください。また、事業所の		
		やむを得ない事由により変更する場合もあります。		
サービスを提供する職員への研修		研修を実施しています。		
サービスマニュアル	0	定期的な見直し・必要時見直しを行っています。		
2 4 時間対応体制	0	24時間常時、連絡・相談・訪問を行っています。		
(24時間対応体制加算を契約の方のみ)				

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の容体に変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、 主治医・救急隊・ご家族(親族)・居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	氏名	連絡先	

ご家族	氏名	(続柄)	連絡先	

6. 高齢者虐待防止の対応

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 定期的に研修等を実施し、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- 2) 虐待防止委員会を定期的に開催し、会議内容について職員へ周知します。 (委員会については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものします。)
- 3) 虐待防止のための指針を整備していきます。

7. 身体拘束等の適正化の推進

看護師等は緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず行う場合には利用者、家族から同意を得て、その態様及び時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

8. 職場におけるハラスメントについて

職場におけるハラスメントによって就業環境が害されることを防止し、適切なサービス を提供できる体制が確保出来るよう方針を策定し、明確化していきます。

9. 介護施設・事業所における業務継続計画について

災害等発生・感染症拡大が発生した際、可能な限り短い期間で復旧させるための方針、 体制、手順等を示した事業継続計画を策定していきます。

10. 事業所における感染対策について

- 1) 感染症予防・拡大防止のための委員会を設置、2ヶ月に1回会議を開催し、その内容について職員へ周知徹底を図ります。
- 2) 感染症予防・拡大防止のための指針を整備していきます。
- 3) 職員に対し、感染症予防・拡大防止のための研修等を定期的に実施します。

11. 社会情勢及び天災時の対応について

- 1) 社会情勢の急激な変化、災害等社会秩序の混乱などにより、訪問が難しい場合は、 日程・時間の調整をさせて頂く場合があります。
- 2) 社会情勢の急激な変化、災害等著しい社会秩序の混乱などにより、訪問が遅延もしくは中止になった場合、それによる損害賠償責任を当事業所は負わないものとします。

12. 事故発生時の対応

利用者に対して行うサービスの提供中に、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、介護事業所責任保険(三井住友海上火災保険株式会社)を使っ

て損害賠償を速やかに行います。

13. お願い

- ・当事業所は、在宅医療・福祉分野の人材育成を行っております。そのため、現場実習等のご協力をお願いすることがあります。よろしくご協力お願い致します。
- 14. サービス内容に関する苦情

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情は下記で承ります。

電話 042-346-1661 さいと訪問看護ステーション 所長 鈴木 明理 電話 042-493-3502 西都保健生活協同組合 介護福祉事業担当

15. 事業者(法人)の概要

法人名称 西都保健生活協同組合

法人種別 生協法人(日本生活協同組合連合会医療部会加入)

代表者役職・氏名 理事長 村田 靖

法人事務所の所在地・電話 清瀬市上清戸2-1-41 Tm 0 4 2-4 9 3-6 1 2 9 定款の目的に定めた事業

- 1,組合員の健康保持増進に必要な医療機関をつくり、組合員が利用する事業。
- 2,組合員の福祉の向上をはかる事業。
- 3、組合員の疾病予防及び衛生、健康管理の改善向上をはかる事業。
- 4. 組合員の生活の改善及び文化の向上をはかる事業。
- 5、組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上をはかる事業。
- 6,前各号の事業に付帯する事業。

※いずれの事業も組合員利用が原則ですが、組合員以外の者の利用の許可を得ています。生協加入・催し物のご案内をさせていただくことがあります。

<その他の事業所>

診療所 北多摩生協診療所

みその診療所

富士見通り診療所

清瀬診療所

北多摩クリニック

歯科診療所 みその歯科診療所

西東京生協歯科

居宅支援事業所かるがも居宅介護支援事業所

泉 居宅介護支援事業所

北多摩クリニック ケアプランセンターきずな

ヘルパーステーション ヘルパーステーションこだま

ヘルパーステーションこだま 虹・東村山出張所

認知症対応共同生活介護 グループホーム虹の家